厚生労働省委託「生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル作成事業」

**「生衛業組合事業に関するアンケート」へのご協力のお願い**

株式会社日本能率協会総合研究所

本調査は、生活衛生同業組合の組合事業の実態や課題を把握し、モデル事業等への参加意向を確認するために実施致します。調査結果につきましては、本事業の「報告書」と「営業者の生産性向上を図るガイドライン・マニュアル」に掲載させて頂く予定です。

業務ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、本事業の趣旨をお汲み取り頂き、アンケート調査にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

アンケートご記入上のお願い

1. 本調査は、「全国の生衛業16業種の生衛業同業組合の事務局様宛にお送りしております。
2. ご回答は、すべて2018年7月時点でご記入下さい。
3. ご回答は、別紙回答用紙に直接ご記入下さい。問１から順に、あてはまる番号に○を付けるか、（　　　）の中に数字を記入して下さい。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容もご記入下さい。
4. 問5～問7については、同封資料（募集①、募集②、募集③）をご一読頂いたうえで、ご回答をお願い致します。
5. 貴組合の事業内容等になじまない質問、回答しにくい質問は空欄のままで結構です。
6. 回答用紙のご返送は、**2018年8月20日（月）必着**にてお願い致します。ご返送には、FAX03-3432-1837　もしくは、同封の専用返信封筒（切手不要）をご利用下さい。
7. 組合事務局様には、未回答の場合、回答内容の確認、モデル事業等の参加候補者（営業者情報等）の確認のために、ご連絡を差し上げる場合がございます。
8. 本調査の結果については、集計のうえで2019年2月以降に公表予定ですが、個々の回答内容や組合名・回答者氏名を公表することは一切ありません。

**【調査に関するお問い合わせ先（事務局）】**

㈱日本能率協会総合研究所　担当：川村、合木、松永、川島

電話：0120-304-603（平日10-17時）、もしくは03-3578-7677　　Fax：03-3432-1837

E-mail：[seiei.sss@jmar.co.jp](mailto:seiei.sss@jmar.co.jp)

住所：〒105-0011東京都港区芝公園三丁目１番２２号

【事業に関するお問い合わせ先】

厚生労働省　医薬・生活衛生局　生活衛生課　中山、中島

電話：03-5253-1111（内線2431）

**1枚目**

厚生労働省委託「生衛業組合事業に関するアンケート」回答用紙

**■貴組合・回答者の基本情報・連絡先について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貴組合名 |  | 代表者名 |  |
| 組合事務局  所在地 | 〒 - | | |
| 組合事務局  連絡先 | TEL(　　　　)　　　　－　　　　　　　　　、　FAX(　　　　)　　　　－ | | |
| 貴組合の  事務職員数 | ○常勤職員数　（　　　　　　）人  ○非常勤職員数（　　　　　　）人 | 貴組合の  組合員数 |  |
| 貴組合の  管轄業種 | 1.理容店　　　　 2.美容店　　　　 3.興行場（映画館）　 4.ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ店 　　5.公衆浴場（銭湯）  6.ホテル・旅館　 7.食肉販売店　　8.食鳥肉販売店　　　9.氷雪販売業（氷屋） 　 10.すし店  11.めん類店（そば・うどん店）　 12.中華料理店　　　 13.社交業（ｽﾅｯｸ・ﾊﾞ-など）  14.料理店（料亭など）　　　　　　 15.喫茶店　　　　　　 16.その他の飲食店（食堂・ﾚｽﾄﾗﾝなど） | | |
| 回答者の  氏名 |  | 回答者の  役職名 |  |

**■貴業界の経営課題や業務改善テーマについて**

問1．貴業界（営業者）の経営課題は？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | （1）業界の  課題すべて | （2）最も重要な  課題上位3つ |
|  |  | ○はいくつでも | ○は3つまで |
| 1 | 顧客数の減少 | 1 | 1 |
| 2 | 経費（人件費・原材料費・水光熱費）の上昇 | 2 | 2 |
| 3 | 客単価の低下 | 3 | 3 |
| 4 | 従業員の確保難 | 4 | 4 |
| 5 | 従業員の雇用手続き・労務管理制度が未整備 | 5 | 5 |
| 6 | 店舗施設・設備の老朽化・更新 | 6 | 6 |
| 7 | 受動喫煙防止対策 | 7 | 7 |
| 8 | 食品衛生法等の一部改正への対応 | 8 | 8 |
| 9 | 軽減税率導入への対応 | 9 | 9 |
| 10 | 経営者の高齢化/後継者難 | 10 | 10 |
| 11 | 事業資金の借入難 | 11 | 11 |
| 12 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 12 | 12 |

問2．貴業界（営業者）の業務改善テーマは？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | （1）業界の改善  テーマすべて | （2）最も重要な改善  テーマ上位3つ |
|  |  | ○はいくつでも | ○は3つまで |
| 1 | 整理・清掃等の徹底によるムダ・ミスの減少 | 1 | 1 |
| 2 | レイアウト・動線見直しによる効率化 | 2 | 2 |
| 3 | 外国人客の取り込み | 3 | 3 |
| 4 | ホームページ・SNS等を活用した集客対策 | 4 | 4 |
| 5 | パソコン・情報通信機器・ソフト等を活用した業務効率化 | 5 | 5 |
| 6 | 新商品・新サービスの開発・提供 | 6 | 6 |
| 7 | 施設・設備の更新 | 7 | 7 |
| 8 | 従業員の接客力向上 | 8 | 8 |
| 9 | （外国人を含む）従業員の確保・育成 | 9 | 9 |
| 10 | 後継経営者の確保・育成 | 10 | 10 |
| 12 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 12 | 12 |

**■貴組合の課題と対策について**

**2枚目**

問3．貴組合としての課題は？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | （1）組合の  課題すべて | （2）最も重要な  課題上位3つ |
|  |  | ○はいくつでも | ○は3つまで |
| 1 | 組合員の減少 | 1 | 1 |
| 2 | 組合活動実施ための予算確保 | 2 | 2 |
| 3 | 組合事務所の維持・管理（経費面） | 3 | 3 |
| 4 | 組合活動の実施体制の維持（事務局の人員確保） | 4 | 4 |
| 5 | 組合のリーダー後継者の確保・育成 | 5 | 5 |
| 6 | 組合幹部のリーダーシップや人材育成 | 6 | 6 |
| 7 | 行政・都道府県指導センター・他組合など関連機関との連携 | 7 | 7 |
| 8 | 地域や商店街との連携 | 8 | 8 |
| 9 | 組合員の外国人従業員の確保・育成支援 | 9 | 9 |
| 10 | 組合員の後継経営者の確保・育成の支援 | 10 | 10 |
| 11 | 組合員の外国人客の誘致・集客対応の支援 | 11 | 11 |
| 12 | 組合員のホームページ・SNS等の導入・活用支援 | 12 | 12 |
| 13 | 組合員のパソコン・情報通信機器・ソフト等の導入・活用支援 | 13 | 13 |
| 14 | 組合員に関係する法律や条例改正などに対する対応支援 | 14 | 14 |
| 15 | 災害時の対策 | 15 | 15 |
| 16 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 16 | 16 |

問4．前の問3（2）の最重要課題上位3つに対する「貴組合の取り組み・対策」（含む予定・計画）は？　　　（下欄に自由にお書き下さい）

|  |
| --- |
|  |

**■モデル事業への参加・協力意向について（同封の募集①・②・③をご欄のうえでご回答ください）**

問5．「募集① 営業者モデル事業」への参加者（貴組合傘下の営業者）の推薦・選定は？（〇はひとつ）

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 候補者（営業者）を推薦・選定したい |
| 2 | 候補者推薦や選定はできない |
| 3 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

問6．「募集② 若手経営者研修」への参加者（貴組合傘下の営業者）の推薦・選定は？（〇はひとつ）

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 候補者（営業者）を推薦・選定したい |
| 2 | 候補者推薦や選定はできない |
| 3 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

問7．「募集③ 連合会・組合モデル事業」への貴組合としての参加意向は？（〇はひとつ）

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | ぜひ参加したい |
| 2 | 参加したいが内部調整に時間を要する |
| 3 | どちらともいえない |
| 4 | 参加しない/参加できない |
| 5 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※（注）問5～問7について：モデル事業の対象者（営業者・組合等）は、生衛業16業種間の調整を経て決定するため、希望されても採用されない場合もございますので、予めご了解をお願い致します。